

南知多町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 8 月

南知多町通学路交通安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、24年8月に各小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

また、平成25年5月、同年12月、国（文部科学省、国土交通省、警察庁）の3省庁連名で引き続き通学路の安全確保に向けた取組を推進するための基本の方針を策定し、基本の方針に基づく取組を継続して推進する体制を構築することで通学路の交通安全の確保に取り組むよう通知がありました。これを受けこのたび、関係機関の連携体制を構築し、「南知多町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路交通安全検討会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「南知多町通学路交通安全検討会」を設置しました。本プログラムは、この検討会で議論した上で素案を作成し、関係機関と調整を行い策定しました。

構成メンバー

名 称	役 割
教育委員会 学校教育課	小中学校との調整
建設経済部 建設課	愛知県との調整 町道の管理
総務部 防災安全課 (R3～防災危機管理室)	警察との調整 交通安全の啓発

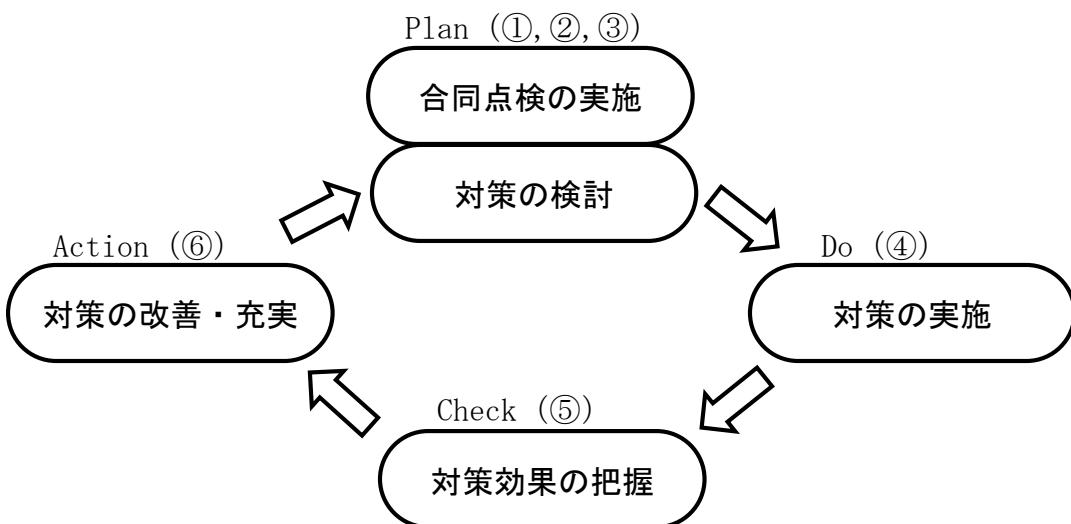
3. 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続とともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

合同点検は、町、教育委員会（学校関係者を含む。）、県の道路管理者及び警察にて実施します。合同点検の結果、対策が必要な箇所の具体策を検討する体制として「南知多町通学路交通安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置します。対策実施後には対策効果を把握し、なお改善が必要な場合は代替案を検討します。これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのP D C Aサイクル】



※○内の数字は、(2) 定期的な合同点検

(2) 定期的な合同点検

①危険箇所の抽出【小中学校】

- ・学校、PTA等が連携を図り、対策が必要な箇所を抽出し、各小中学校から教育委員会に危険箇所の報告書を提出します。

②合同点検の実施【町、教育委員会（学校関係者を含む。）、県の道路管理者、警察】

- ・危険箇所の報告書に基づき、必要に応じて合同点検を7月～8月に実施し、危険箇所の現場確認と対策案の検討を行います。

③対策の決定【推進会議】

- ・危険箇所の具体的かつ効果的な対策の決定に努めます。その際、実施主体となる担当機関、ソフト対策・ハード対策または長期対策・中期対策・短期対策、暫定対策など対策一覧を作成し、計画的に対策を講じます。

④対策の実施【各担当機関】

- ・推進会議で決定した対策の方針に基づき、各担当機関で対策を実施します。

実施にあたり支障が生じた場合は、推進会議で改善策等を検討します。

⑤効果の把握【教育委員会、各担当機関】

- ・危険箇所の対策後における効果を評価するため、学校・教育委員会・保護者などへの聞き取り、必要に応じてアンケートを実施します。

⑥対策の改善・充実【推進会議、各担当機関】

- ・対策実施後も合同点検や効果の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策の改善を図ります。

(3) 点検から対策の改善・充実までの流れ

月	項目	実施主体	実施内容
5～6月	危険箇所の抽出	学校	・各学校により実施 ・結果を教育委員会に報告
7～8月	合同点検の実施	推進会議	・危険箇所の現場確認 ・対策案の検討 ・対策の改善・充実の検討
9月	対策の決定	推進会議	・対策、改善策等の決定
10月～	対策の実施	各担当機関	・対策の実施
～3月	効果の把握	教育委員会 各担当機関	・対策後の評価

4. 対策案一覧表の公表

小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため
に小中学校ごとの「対策案一覧表」を作成し、公表します。